

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和四年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量及び三級水準測量観測）
- 二 測量の地域 御所市大字櫛羅ほか
- 三 測量の終了年月日 令和四年三月二十五日